

柏市消費者教育推進連絡会とは

- ◆目的 柏市の学校における消費者教育の推進
- ◆委員 教育委員会職員、小、中、高等学校の教員
- ◆事務局 消費生活センター
- ◆活動 年3回の会議、研修会、「消費者教育の視点を持った授業」の計画と実践
柏市の各学校への消費者教育の紹介、支援

10月10日（金）平成26年度第2回連絡会を開催しました

学習指導要領にみる消費者教育

指導課 福田 裕 司 指導主事



1 学校での消費者教育の実施は、法律で決められている
(平成24年法律第61号 消費者教育の推進に関する法律)

2 ねらいが見える消費者教育

【小学校】 生活科、社会科、家庭科

・物や金銭の大切さ、計画的な使い方を考える、身近な物の選び方、買い方を考える

【中学校】 社会科、技術・家庭科

・金融の仕組みや働き、自分や家族の消費生活、消費者の基本的な権利と責任、販売方法の特徴

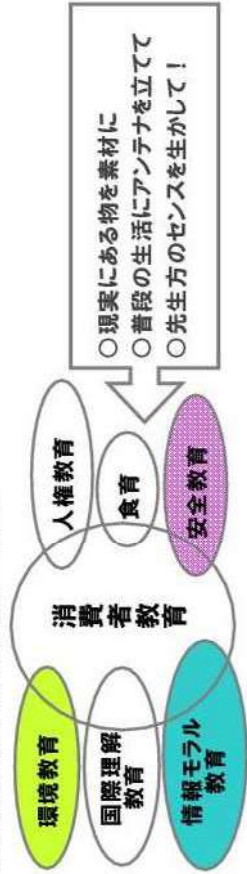
【高等学校】 公民科、家庭科

・消費者問題(契約、多重債務、製品事故)

・消費者の権利と責任、契約、消費者信用

3 ねらいが隠れた消費者教育 ⇒ 気がつくと消費者教育を行っている
(どの教科、活動でも扱うことができる)

4 消費者教育は様々な教育に関わっている



- 5 子どもたちにどのような力が身につくか
- ◎物事の善し悪しを見極める力
 - ◎自ら判断し行動できる人間

よりよく「生きる力」の育成

消費は投票と同じ ⇒ 私たちの消費が社会を変える

グループワーク

消費者教育へのウォーミングアップとして、学習指導要領を参考に子どもたちの力になる取り組みを考えました。下はその一部です。

